

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会



本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています。

2009

11

No.495



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2・3面…「暮らしの中から見てみよう 初めてのユニバーサルデザイン」京都府社会福祉大会講演
- 4・5面…生活福祉資金貸付制度の改正について
- 6・7面…高齢者の新たな住まい方を考える
- 8面…夢中！・熱中！ふくしびと

もえくさ

「福祉・介護人材の確保」については、福祉施設関係者からの声をよく聞くことでもあり、テレビや新聞等あらゆるところで目にします。本紙面を借りて、今年度から取り組んでいる本会の福祉人材確保事業を紹介させていただきます。

▼まず、「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、この制度は厚生労働省が指定した養成施設等で学ぶ学生に1ヶ月5万円を限度に貸付を行うものです。卒業後京都府内で5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。福祉・介護の仕事を目指す学生やその親にとっては大きな負担軽減になり、是非活用していただければと思っています。ちなみに今年度は府内の学生71人が本制度を活用されています。▼次に、5月に京都テルサ内の京都ジョブパークに福祉・介護職未経験者、無資格者等を対象にした常設相談窓口「福祉人材カフェ」を開設したことです。開設後、相談者は1日4～5人で（1人の相談時間は約1時間）、その中から就職内定者が1ヶ月当たり約10人おられます。また、「福祉人材カフェ」では、福祉職場体験事業を行っており、これは福祉・介護の職場では非働きたいと思っている方が、求人やされている施設で職場体験を行うもので就職・雇用のマッチングを目指しています。さらに、月2回「福祉・介護の就職セミナー」も併せて実施しています。▼3点目は、6月に発足した「きょうと介護・福祉ジョブネット」です。これは介護・福祉の仕事に関係する方々が、連携・協働する「場」の設定です。詳細については、お手元のパソコンでホームページ（URL：<https://www.k-jobnet.jp/>）を見ていただきたいと思います。そこには京都府内の介護・福祉に関するあらゆる情報が掲載されています。▼いずれにしても、福祉・介護人材の確保はこれからの日本社会にとって喫緊の課題であります。本会では前述のような取組をしていますが、この課題解決に大きな効果があるのは法律や制度を変えることではないでしょうか。これを国に大いに期待します。

暮らしの中から見よう 初めてのユニバーサルデザイン

みんなで進める「あつたか京都」

平成21年9月10日(木)、京都府民総合交流プラザ(京都テルサ)において第58回(平成21年度)京都府社会福祉大会を開催しました。(本誌No.494号で既報)今月号では、第二部で行いました株式会社ユーディット代表取締役社長の関根千佳さんの記念講演「暮らしの中から見よう 初めてのユニバーサルデザイン」をみなで進める「あつたか京都」を「ご報告いたします。(紙面の都合で抄録となります。)

ユニバーサルデザインの意味

みなさんこんにちは。株式会社ユーディット(情報のユニバーサルデザイン研究所)の関根千佳と申します。ユニバーサルとは、「だれでもみんな」という意味です。デザインとは、「形をつくる」という意味だけでなく、社会デザイン、ランドデザインなど未来を考えていくプロセスでもあります。「コップがこんなデザインだと使いやすいよ」というだけではなく、「人生をデザインするためには」といった幅の広いものだと考えてください。ユニバーサルデザイン、すなわちUDとは、年齢、性別、能力、体格などに関わらず、より多くの人ができるだけ使え

るよう、最初から考慮して、街、物、情報、サービスなど、身の回りのもの全てを作っているという考え方とそのプロセスなのです。今日はここまでしかできないけれど、明日はもうちょっと良くしていこうというプロセスです。バリアフリーは障害者や高齢者のためのものとされることが多かったのですが、UDは、もっと幅の広い概念です。子ども、観光客、女性など多様な市民が対象で、健康な若い人も含まれるのでバリアフリーより幅が広いのです。全国の府県の中で、UDを進めているという自治体が増えてきています。企業もUDを社員の研修にとりいれています。企業のものづくりの中で「環境」と「ユニバーサルデザイン」の2つのキーワードを考えていない企業は、21世紀に生き残れないといわれています。

京都府社会福祉協議会も色々活動されています。例えば「高齢者見守り隊」という事業があります。大山崎町の電話ボランティア「さくら」では、電話での安否確認に始まって、一緒に散歩に行く活動へと発展していています。和束町では、企業が市民と一緒に地域で見守り活動をしています。地域に根ざした活動が一番尊いと思います。その活動が活性化につながっていくのです。

高齢化は一見課題のようにみえますがそうではないのです。知恵をたくさん持っている中高年が地域のために動ける時代。これまで仕事や子育てで活動できなかった人が50、60歳になって、もっと地域を、自分の住んでいる場所を少しでも良くしようと集まることのできる時代。これが高齢社会のあるべき姿ではないかと思えます。

それは皆さんの情報発信を支援したかったからです。当事者の視点で「この点は不便だ」という点を伝えてください。でも単なるクレイマーにはならないでください。第一に、問題点を指摘します。次に、こうすればいいのではという皆さんの目線からの改善案を伝えるのです。身の回りの課題を見つけて、どうしたら良くなるかを日々考える訓練を続けてください。3つめに、これが一番大事なのですが、良く出来ている点を褒めてください。この3点セットがあれば、あなたの意見が日本を動かすことが出来ます。子どもや孫たちが暮らすこれからの日本を、もう少し使いやすく、優しいものにする事ができるのです。これは、皆さんのお仕事、使命、ミッションです。

ものづくり・まちづくりで京都はユニバーサルな土地です。エコでUDな京都の知恵はたくさんあります。例えば扇子。小さく折りたたんで、紙より強度があり、開いたら大きな風が吹ける。ものすごくUDです。風呂敷も、たためば小さいが色んな形で柔軟に使えるUDです。お酒や書類などいろいろなもの運べますね。建具替えも、暑い夏を涼しく、美しく乗り切る知恵

京都府でのユニバーサルデザイン

「みんなでつくろう、笑顔あふれるあつたか京都」はほっこり暖かくなるイメージ

で、これらは京都の持っているUDな文化遺産です。
意識を変えることから始める

UDは、市民の意識が変わることが一番大事です。これまで福祉の問題は、行政頼みでした。でも、みなさんは自分でやっているから価値があるのです。この活動を京

都府民全体に広げましょう。UDのものを増やす方法はたくさんあります。スーパーやコンビニでUDだと思える商品を買うことは、熱心にUDを進めている企業を応援することになるので、UDが広がります。そして、皆さん自身が正しい情報発信者になって下さい。なぜ私が、パソコンやホームページ、携帯電話を高齢者や障害者に使えるように一生懸命にUDにしてきたか。

それは皆さんの情報発信を支援したかったからです。当事者の視点で「この点は不便だ」という点を伝えてください。でも単なるクレイマーにはならないでください。第一に、問題点を指摘します。次に、こうすればいいのではという皆さんの目線からの改善案を伝えるのです。身の回りの課題を見つけて、どうしたら良くなるかを日々考える訓練を続けてください。3つめに、これが一番大事なのですが、良く出来ている点を褒めてください。この3点セットがあれば、あなたの意見が日本を動かすことが出来ます。子どもや孫たちが暮らすこれからの日本を、もう少し使いやすく、優しいものにする事ができるのです。これは、皆さんのお仕事、使命、ミッションです。

京都をちょっとずつ良くしてあげることが出来ます。この部分は使いにくいなという声を聞いて直すこと。その繰り返しによってもっとたくさんのお客さんが嬉しい、ありがたそうと喜んでくださる。それが「あつたか京都」なんです。ちょっと問題かなとおもったら勇気を出して声に出してください。その声を聞いてください。その声の集積が、京都を、そして日本を良くしていきます。

株式会社ユーディット
(情報のユニバーサルデザイン研究所)



代表取締役社長
関根千佳氏

長崎県佐世保市出身。九州大学法学部法律学科卒。日本IBMにSEとして入社。1998年日本IBMから独立し、株式会社ユーディット(情報のユニバーサルデザイン研究所)を設立。代表取締役社長に就任。現在に至る。デザインの初期段階から多様なユーザーを参加させるIT機器の開発や、企業や行政のアクセシブルなWeb構築へのコンサルティング、高齢過疎地域のITによる活性化などを行っている。

【主な役職等】

- ◇ 京都府ユニバーサルデザイン推進指針検討懇話会委員
- ◇ 内閣府 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会委員 等
- ◇ 経済産業省 日本工業標準調査会委員、同標準部会情報技術専門委員会委員 等
- ◇ 総務省 情報通信行政・郵政行政審議会委員、情報通信審議会専門委員等
- ◇ 国土交通省 国土審議会政策部会委員、半島・離島振興委員会等
- ◇ 美作大学客員教授、東京女子大学・新潟医療福祉大学などの非常勤講師

【著書】

- 「誰でも社会」へ (岩波書店 2002年)
- 「スローなユビキタスライフ」 (地湧社 2005年)
- 「シニアよ ITを持って地域に戻ろう」 (共著:NTT出版 2009年)
- 「ITがつくる全員参加社会」 (共著:NTT出版 2007年)
- 「みんなの命を救う 災害と情報アクセシビリティ」 (共著:NTT出版 2006年)
- 「市民にやさしい自治体ウェブサイト」 (共著:NTT出版 2005年)
- 「ここから始めるWebアクセシビリティ」 (共著:ぎょうせい 2004年)

市民の声は宝の山

行政や企業は、市民、顧客と共に、どうすれば日本の様々な街やサービスをもう少しやさしく作り直すことができるか、市民の意見を聞きながら進めてください。この声は宝の山です。皆さんが日々接している、市民の声、高齢者や障害者、子どもたちの声を集めて、

「生・老・病・死」と向き合う生き方

これから私たちは何年後かに死にます。誰も避けることはできません。よい死を迎えることもこれから考えるべきです。「生・老・病・死」というのをこれまで子どもや孫から遠ざけてきましたが、それは間違いだったかもしれません。自分自身の老いや死に方と向き合うことは、自分自身の生き方と向き合うことです。それを福祉に携わる皆さんの心の中に、種として持っていていただきたい。それが、10、20、30年後にどこかで日本のユニバーサルデザインを変えてくれると信じたい。一緒にこの国で老いて、一緒に死んでいきたいと思います。最後は少し暗い話になりましたが、今日はこれで終わります。ご静聴ありがとうございました。

(文責・編集部)

UDIT 株式会社 ユーディット

ユニバーサルデザインへの誤解

- 建築や公共交通で行政の仕事だよな?
- 高齢者・障害者向けのものだよな?
- バリアフリーと同じなんでしょ?
- 儲からないから企業の社会貢献でしょ?
- カッコ悪いデザインなんだよな?
- 自分でなんとかできるもんじゃないよね?

違います!あなたが作るのです



生活福祉資金貸付制度の改正について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれております。これらに対応するためセーフティネット施策の一つである「生活福祉資金貸付事業」がさらに活用しやすく、低所得者等に対して効果的な支援を実施できるよう、平成21年10月より抜本的な見直しが行われました。

改正のポイント

(1) 資金種類の整理・統合

- 現行10種類の資金種類を4種類に統合（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）
- 従来の離職者支援資金を拡充（総合支援資金）
 - ・生活支援費
 - ・住宅入居費、一時生活再建費（住宅手当（市町村実施）と連動して貸付ける資金である）
- ※生活福祉資金とは別の制度で、平成24年3月末までの措置として住宅手当（市町村実施）等が支給されるまでの生活費を貸付ける臨時特例つなぎ資金があります。

○従来の小口療養を拡充（緊急小口資金）

- ・医療費又は介護費の支払い等による臨時の生活費が必要なおとき（従来の小口療養に相当）
- ・給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なおとき（拡充部分）
- ・火災等被災によって生活費が必要なおとき（拡充部分）
- ・その他これらと同等のやむをえない事由（拡充部分）

(2) 連帯保証人要件の緩和

借受人は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付を受けることができるものとする。

(3) 貸付金利子の引き下げ

連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は年1.5%。（ただし、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金は除く）

資金の種類	貸付内容	貸付利率	貸付対象世帯				貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
			低所得	障害者	高齢者	生活保護				
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活資金	●	●	●	●	月額20万円以内(単身世帯は15万円以内)	6か月以内	10年以内	貸付期間は当初6か月以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	●	●	●	●	40万円以内		3年以内	
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用	●	●	●	●	60万円以内		5年以内	

①低所得世帯であって、収入の減少や失業(離職の日から概ね2年以内)等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
 ②資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
 ③現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 ④実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること

⑤実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
 ⑥失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

資金の種類	貸付内容	貸付利率	貸付対象世帯				貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
			低所得	障害者	高齢者	生活保護				
福祉資金	生業を営むために必要な経費(生業)	連帯保証人を立てる方： 無利子 連帯保証人がいない方： 年1.5%	●	●	●	●	460万円以内	6か月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先となります。
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(技能習得)		●	●	●	●	技能を修得する期間が 6か月程度：130万円以内 1年程度：220万円以内 2年程度：400万円以内 3年以内：580万円以内		8年以内	法令等において、知識、技能を習得する期間を6か月以上と定めている場合は、3年の範囲において6か月を超える期間について月額15万円以内を加算。
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費(住宅)		●	●	※●	●	250万円以内		7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費(福祉用具購入)		●	●	※●	△	170万円以内		8年以内	△同一世帯の障害者又は日常生活上介護を要する高齢者のための貸付であること、生活保護費以外に収入があること、いずれもあてはまる場合に限り、貸付対象となります。
	障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者自動車購入)		●	●	●	●	250万円以内		8年以内	障害者自動車の購入については、1600cc(ディーゼル車は1800cc)以内、付属品、登録諸費等を含む購入額は250万円以内です。また、買い替えの場合は6年以上経過していることが必要です。
	中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費(中国残留邦人年金追納)		●	●	※●	●	513.6万円以内		10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(療養)		●	●	※●	●	療養期間が1年を超えないときは：170万円以内		5年以内	「療養期間が1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(介護等)		●	●	※●	●	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは：170万円以内		5年以内	「介護サービス受給期間及び障害福祉サービス受給期間が1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費(災害復旧)		●	●	●	●	150万円以内		7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費(冠婚葬祭)		●	●	※●	●	50万円以内		3年以内	△車検・修理・車庫等の維持に必要な経費については、障害者の自動車に限り貸付対象となります。
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費(転宅)	●	●	※●	●						
就職、技能習得等の支度に必要な経費(支度)	●	●	●	●						
その他日常生活上一時的に必要な経費等(一般福祉)	●	△	●	●						
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要な少額の資金	無利子	●	●	●	●	10万円以内	2か月以内	8か月以内	

※日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯に限る。

資金の種類	貸付内容	貸付利率	貸付対象世帯				貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
			低所得	障害者	高齢者	生活保護				
教育支援資金	教育支援費	高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	●	●	●	●	18,000～64,000円 学校種別・学年により異なる	つなぎ資金は1か月、それ以外は卒業後6か月以内	つなぎ資金は一括償還、それ以外は貸付期間の2倍以内	日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金等の借入ができる場合は、そちらが優先となります。学校種別、国公立、学年別、自宅(外)通学などにより貸付限度額が定められています。
	就学支援費	高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費	●	●	●	●	50万円以内	卒業後6か月以内	8年以内	就学支援費の申し込みは入学年4月末までです。

※この他に、現在暮らしている自己所有の不動産に、今後も将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保に生活費を貸し付ける「不動産担保型生活資金」があります。(貸付対象には一定の要件があります)



高齢者の新たな住まい方を考える

老齢期になると、体の自由がきかなくなったり、持病をかかえるようになることは避けられません。それまでと同じように暮らせなくなることがあります。そうなったとき、高齢者のひとり暮らしや、高齢のご夫婦のみの場合、新たな住まい方を考える必要が出てきます。

現在の日本の高齢者の家族構成をみると、単身や夫婦世帯といった高齢者のみの世帯が半数を超えています。

こうした中、高齢期の生活の質に大きな影響を与える住まいの安定確保に向けて、「住生活基本法」、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、「高齢者の居住の安定確保に関する法律改正」などの法整備が活発に行われています。

また「趣味」「ボランティア」「健康」「生きがい」「運動、スポーツ」など「老後の生活の目的」を軸にして、様々な選択肢の中から選んで決められるかどうか、充実した老後の生活を送るためにも重要なところと思います。

目的を貫くにはいろいろ考えないといけないし、金銭的な問題もあるでしょう。

終の住処をどうするか。まずはどんな種類があるかを調べて、たくさんの情報から住宅知識を貯えることが大事です。

そこで今号は、持ち家のあるAさんと賃貸住宅のBさんを事例に高齢者の生活と、それを支えるご家族や支援者のために、老後の新たな住まい方を紹介します。

次号は、高齢期の住まいと介護・生活支援サービスの連携の視点からシニア向けコーポラティブ住宅と高齢者向け賃貸住宅の実際、グループホームの現状、在宅で住み続けるために必要な支援サービスをレポートします。

シニア向けコーポラティブ住宅

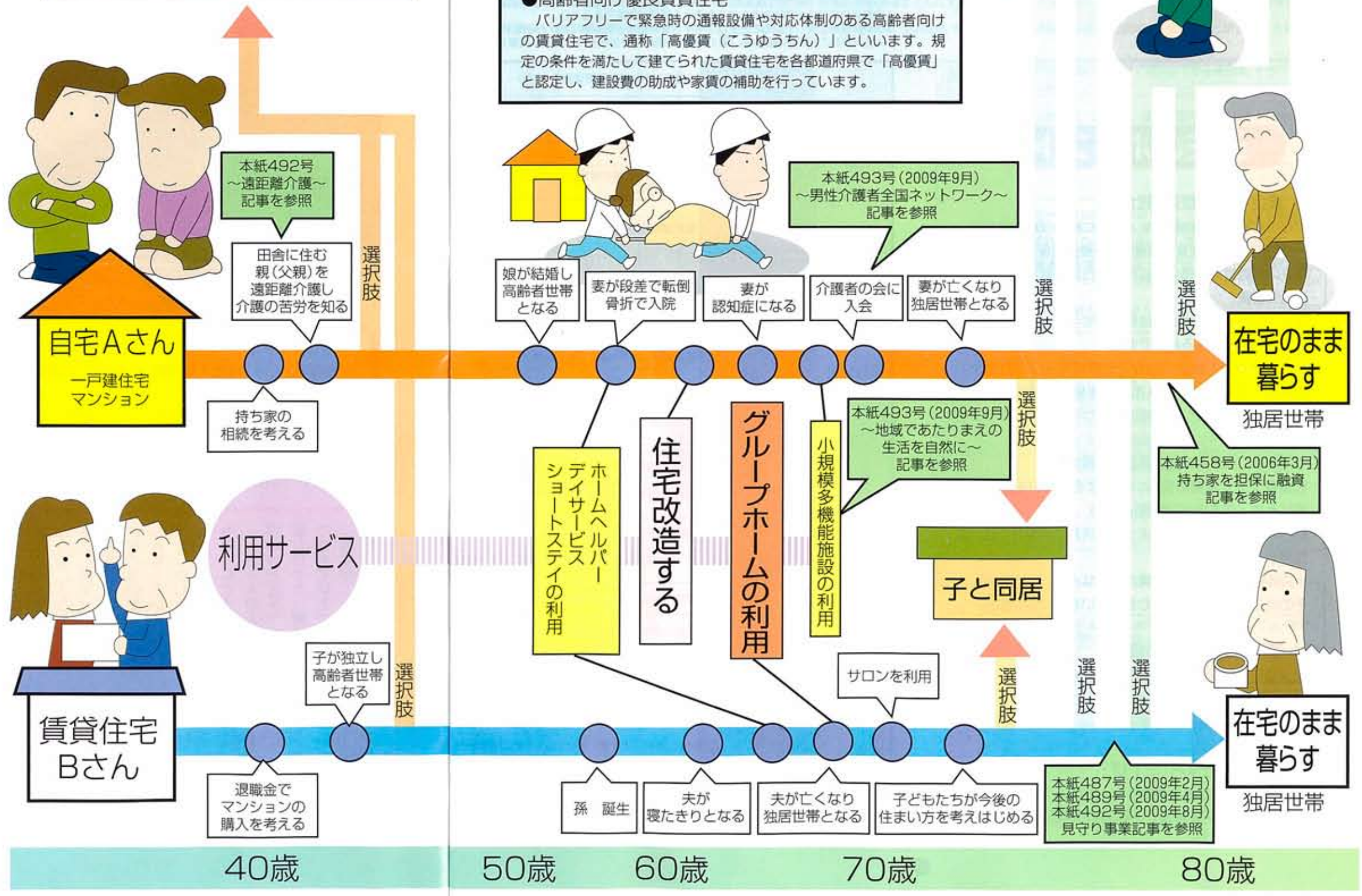
コーポラティブ住宅とは介護が必要な人、そうでない人、高齢者やその子どもなど、いろんな人が助け合って暮らそうとする人々が集まり、共同して事業計画を定め、建物・部屋の設計、工事の発注等の業務を行い、住宅を取得し、管理していく方式をいいます。コーポラティブ住宅には1階の共有部分にデイケアルームや共同食堂を設置したり、居住者向けに介護保険を利用したサービスや給食を提供できるものなどがあります。

高齢者向け賃貸住宅

高齢者向け賃貸住宅は特別擁護老人ホームや有料老人ホームに次ぐ、老後の住まい方の新たな選択肢のひとつとして期待されています。まだ絶対数はそれほど多くありませんが、徐々に増えつつあり、提供されるサービスのバリエーションも広がってきています。

- 高齢者専用賃貸住宅
入居者を高齢者に限定した賃貸住宅で、通称「高専賃（こうせんちん）」といいます。各都道府県に「高齢者専用賃貸住宅」として登録する際に、家賃や前払い家賃の保全義務、共同利用の食堂や浴室の有無などについて、決められた情報を公開しています。
- 高齢者向け優良賃貸住宅
バリアフリーで緊急時の通報設備や対応体制のある高齢者向けの賃貸住宅で、通称「高優賃（こうゆうちん）」といいます。規定の条件を満たして建てられた賃貸住宅を各都道府県で「高優賃」と認定し、建設費の助成や家賃の補助を行っています。

有料老人ホーム
特別養護老人ホーム
老人保健施設
介護療養型医療施設



夢中!・熱中!ふくしびと

～だから続けたいこの仕事～



福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝える新コーナーです。京都府内で「熱い福祉」を「夢中」で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがいを「生」の声でお届けします。

ひとりひとりの人生が つまった大切な日々を一緒に過ぐす

社会福祉法人 健光園 ももやま

足立 さやかさん

私はこれまで、いつかは介護の仕事がしたいと思っていたながらも、人の命を預かり人と向き合い続ける仕事が自分に出来るのだろうかという不安で、なかなか踏み出せずいました。しかし6ヶ月前、た

くさんの人に相談にのっていただき、一般企業から転職して介護職に就きました。

就職して最初に教えていただいたのは、目の前にいらっしやるの方はどんなものが好きで、どんな生活を送りたいと思っておられるのかを考えるとい

う事でした。今もそれが一番大切な事だと思っています。仕事をしていく中で、湧き上がる自分の感情をコントロールする事はとても難しく、

これでいいのだろうか、と思いつつもありません。しかしそんな時に限って、人生経験豊富なご利用者は、なにげない言葉や表情で私を大笑いさせて下さいます。その度に感動し、がんばろうと思えます。仕事をしていると色々な方に「おつかれさま、ありがとう。」と言っていたことがあるのですが、私の方が皆さんに支えられていると感じる事ばかりです。また、面

～プロフィール～

- 施設名/社会福祉法人健光園 ももやま (京都市)
- 名 前/足立さやか
- 職 種/介護職 特別養護老人ホーム勤務
- 経験年数/6ヶ月
- 好きな言葉/挑戦
- はまっていること/沖縄三線

会にこられるご家族からの「よろしくお願ひします。」という言葉に、私達はご家族の思いをたくさん背負っているのだとひしひしと感じています。まだまだ勉強中の私ですが、お一人お一人の人生がぎゅっと詰まった大切な日々を一緒に過ごさせていただけたい事が、とても幸せだと思っています。

京都の福祉 毎月1日発行 昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会
発行人 森 育 寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)

本会へのご意見等は、左記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

